

■ 「いじめ防止」の基本的な考え方 ■

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、児童の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、いじめ防止に全職員が共通意識をもち、組織的に対応する最重要課題である。
- ・いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ児童をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が努める。

1 いじめ未然防止のための常時体制

① いじめ・不登校対策委員会

- ・役職者及び、生活指導、学年主任、スクールカウンセラーで構成する組織を設置
- ・有効ないじめ・不登校対策が実行に移されているかを評価し、具体策を再立案
- ・児童を対象に、学期に2回の「いじめアンケート調査」と、それに基づく個人面談を実施

① 教職員の共通理解と意識向上（未然防止・早期発見）

- ・児童の心を醸成する学級経営・授業力の育成：研修、学年会、生活指導担当者会
- ・児童の状態を把握する教師力の育成：研修、学年会、生活指導担当者会
- ・職員会（月1回）、学年会、打ち合わせ等での情報の共有化

② 教職員の校内研修の実施

- ・いじめに関する資料をもとに「いじめ」についての理解
- ・全職員が危機感を共有し、小さな予兆を見逃さない校内体制の構築
- ・必要に応じて専門家を招いての講義の実施

③ 児童の自己有用感・自己肯定感の向上、人権の確立

- ・道徳：心の発達段階に合わせ、他者の人権を認める心の醸成
- ・学級会：集団の構成員としての役割と仲間と協働する力を育成
- ・大門キッズセッション：現実起きうる具体的な問題に向き合い、真摯な意見を出し合い、高め合う場を設定

④ 保護者への協力

- ・大門小の「学校いじめ防止の基本方針」を啓発、情宣
- ・保護者及び、児童本人の相談窓口常設を周知
- ・学期に2回、保護者対象に「いじめアンケート調査」を実施
- ・学校と家庭や地域との連携の大切さ、その責務と役割について、学年だより、学校だよりなどで周知

2 いじめに関する重大な事案の発生

① 「緊急いじめ防止対策委員会」の設置

下記ア、イの事案が発生したとき、緊急に設置する。教育委員会に報告後、いじめ・不登校対策委員会に加え、必要に応じて外部専門家に相談、依頼をし、設置する。

- ア いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

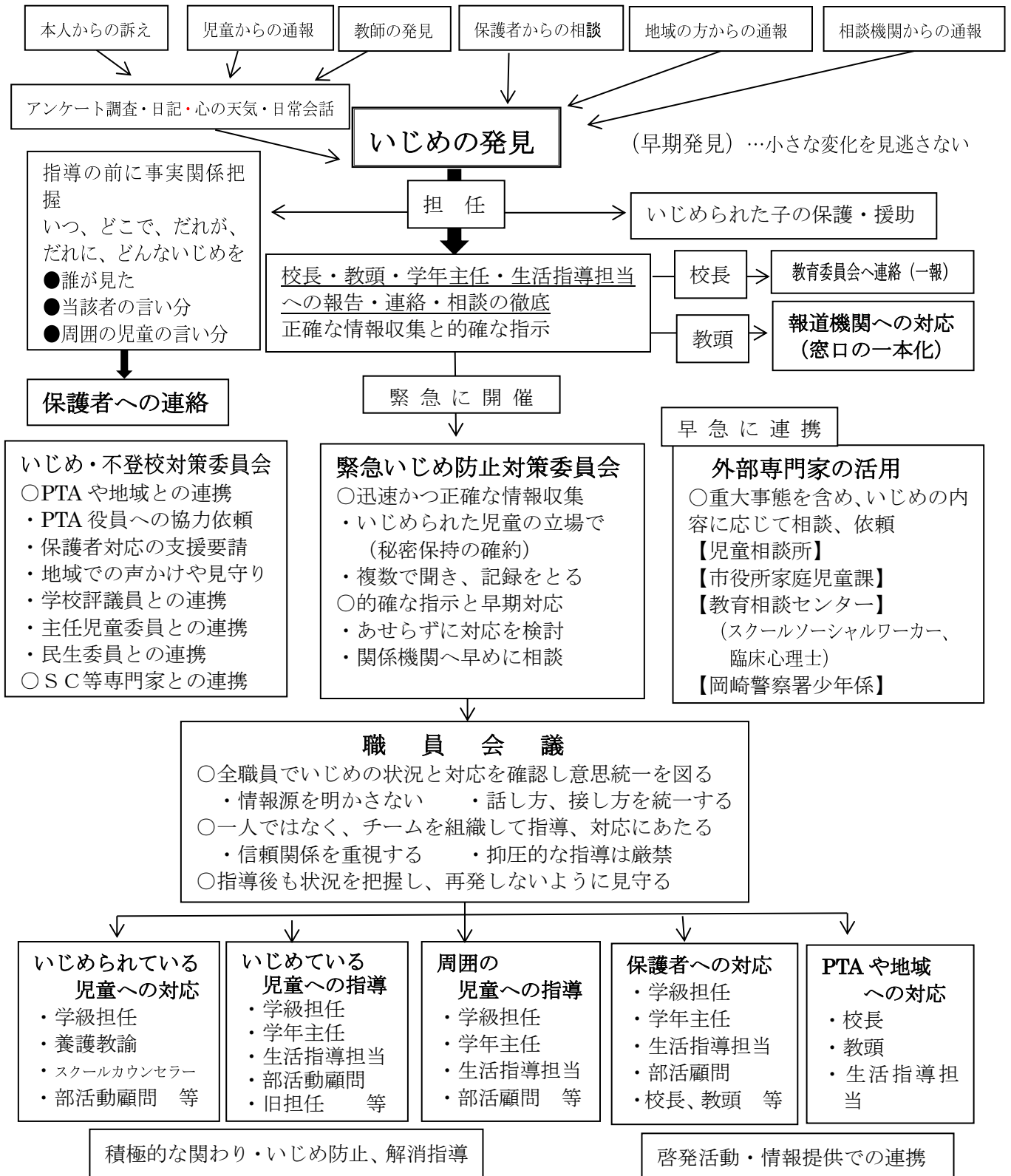
② 正確な情報収集

- ・担任及び、所属学年担当で情報を収集
- ・生活指導担当、役職者を加えての情報を整理

③ 関係機関への連絡と連携（的確な判断と指示）

- ・教育委員会報告と緊急いじめ対策委員会設置への助言
- ・緊急いじめ防止対策委員会による状況判断、外部専門家への相談、依頼
- ・加害児童、被害児童及び、その保護者双方への対応
- ・事案への継続的な情報収集と見守り、状況改善にむけた具体的対応
- ・被害児童側の意思を確認し、学校全体の児童、保護者への周知

3 いじめ等に関する重大事案発生時の対応



4 いじめ撲滅に向けた取り組み

- ① 日常生活の観察からの情報収集
- ② 原則、学期2回のアンケートならびに個人面談の実施
- ③ 日記、学級通信等の活用による、保護者との信頼に基づいた連携
- ④ 大門キッズセッションなどの場における「いじめ」について考える集会の開催
- ⑤ 児童委員会活動による異学年交流活動の推進（ダイヤモンドフェスティバル等）

5 いじめにかかわる児童への対応

・いじめが起きたとき、以下に示す指導の様態から適切なものを相談し、職員の共通理解の下で、組織的に指導やケアに当たる。

いじめた児童への対応	いじめられた児童への対応
<p>状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任、学年主任等による状況の聞き取り ・生活指導担当、養護教諭による状況の聞き取り ・スクールカウンセラー等による状況の聞き取り <p>指導の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や学年主任等が指導 ・生活指導担当、養護教諭が指導 ・校長、教頭が指導 <p>手だて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ再発防止のための個別指導 ・グループ替えや席替え等 ・保護者への報告 ・いじめられた児童やその保護者に対する謝罪の指導 ・児童相談センター、警察等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む） 	<p>状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任、学年主任等による状況の聞き取り ・生活指導担当、養護教諭による状況の聞き取り ・スクールカウンセラー等による状況の聞き取り <p>ケアとサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や学年主任等が継続的に面談 ・生活指導担当、養護教諭が継続的に面談 ・児童と保護者を対象に継続的にカウンセリングの実施 ・別室を提供したり、常時教職員がついたりするなどして心身の安全を確保 ・緊急避難としての欠席 ・他の児童生徒に対し、協力・支援を個別に依頼 ・学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施 ・グループ替えや席替え、学級替え等 ・児童相談センター等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む）
<p>その他の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについての状況を確認するため、他の児童に対しアンケート調査や個別面談等の実施 ・いじめについて、被害、加害双方の児童同士の話し合いの実施 ・学級で当該いじめを取り上げ、学級全体に指導 ・いじめについて、学年集会や全校集会を実施して学年・学校児童に対して全体指導 ・職員会議や委員会等で当該いじめについての対応策を検討 ・保護者会やPTA総会等を開催して、当該いじめについて保護者に報告 ・いじめについて、教育委員会と連携して対応 ・いじめが解消していると思われるケースも、継続して担任等でサポート 	

※ いじめの定義（岡崎市いじめ防止等のための基本方針 令和元年6月 より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

6 いじめ防止に係る年間計画

	学期	月	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A	1 学期	4月	・「いじめ防止基本方針」の策定と共通理解、過年度までの情報の共有【教職員】 ・学年、学級開き【学年・学級】	・いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ・身体測定	・入学式 ・「学校いじめ防止基本方針」の周知（紙面、ホームページ） ・授業参観、PTA総会
		5月	・学年、学級活動を通じた仲間づくり、道徳の実施【学年・学級】 ・いじめに関する研修の実施【教職員】	・いじめアンケート調査の実施（児童、保護者） ・担任と児童の個別面談	
		6月	・webQUの分析、活用のための現職研修【教職員】 ・校内支援委員会の実施【教職員】	・webQUの実施、分析	
	2 学期	7月	・1学期の取組の振り返り、課題の共有【教職員】	・いじめアンケート調査の実施（児童、保護者） ・担任と児童の個別面談	・学校評議員会 ・個人懇談会 ・大門キッズセッション
		8月	・いじめや教育相談に係る研修会への参加【教職員】		
		9月	・夏休み明けの児童の様子を把握【学年・学級】 ・学年、学級活動を通じた仲間づくり【学年・学級】	・身体測定 ・いじめアンケート調査の実施（児童、保護者） ・担任と児童の個別面談	・授業参観 ・山の学習（5年）
		10月	・いじめ防止のための道徳の授業の実施【学年・学級】 ・いじめに関する研修の実施【教職員】		・体育科発表会
		11月	・webQUの分析、活用のための現職研修【教職員】 ・校内支援委員会の実施【教職員】	・webQUの実施、分析	・修学旅行 ・マラソン大会
		12月	・人権週間に関わる道徳の授業の実施、標語の作成【学年・学級】 ・2学期までの取組の振り返り、課題の共有【教職員】	・いじめアンケート調査の実施（児童、保護者） ・担任と児童の個別面談	・学校評議員会 ・ダイヤモンドフェスティバル ・個人懇談会
	3 学期	1月	・冬休み明けの児童の様子把握【学年・学級】	・身体測定 ・いじめアンケート調査の実施（児童、保護者） ・担任と児童の個別面談	・授業参観
		2月	・学校行事、学年、学級活動を通じた仲間づくり【学年・学級】		・学習発表会 ・交通指導員、登下校ボランティア感謝の会
		3月	・1年間の振り返り【学級】 ・指導記録の整理進級する学年への引継ぎ資料の作成【教職員】 ・いじめ防止基本方針の見直し【教職員】	・いじめアンケート調査の実施（児童、保護者） ・担任と児童の個別面談	・学校評議員会 ・卒業式

必要に応じて教育相談の実施毎月の職員会議で情報交換を実施する。

※「大門小 学校いじめ防止基本方針」は、「岡崎市いじめ防止等のための基本方針」（令和元年6月改訂）に準拠しています。